

県有財産売払入札参加者心得

県有財産の売払いの入札に参加する方は、地方自治法、同法施行令及び秋田県財務規則並びに秋田県公報の公告内容及び本心得を遵守願います。

1 入札参加者の資格

秋田県教育庁高校教育課にて配布する入札参加申込書を令和7年9月4日（日曜日、土曜日及び祝日を除く）の午後5時までに秋田県教育庁高校教育課に提出された方（地方自治法施行令第167条の4に定める者を除きます。）

2 入札参加申込書に添付する書類

個人申込の場合：住民票の写し、身分証明書（本籍地の市町村長が発行するもの）各1通

法人申込の場合：法人登記事項証明書 1通

3 入札保証金

（1）入札保証金は入札金額の100分の5以上とし、現金または銀行が支払保証をした持参人払小切手をもって納付していただきます。

（2）入札保証金は、入札後直ちに還付しますが、落札者の方に対しては、当該契約の締結後に還付します。

（3）落札者の方が落札の通知を受けた日から5日以内に契約を締結しないときは、入札保証金は県に帰属します。

4 入札

（1）代理人の方が参加する場合は、その代理であることを証明する委任状を入札執行前までに提出願います。

（2）入札金額は円止まりとします。

（3）入札者の方は、いったん提出した入札書の手換え、引換え、撤回をすることはできません。

（4）入札は1回とします。

5 次の場合の入札は無効とします。

（1）入札に参加する資格のない方の入札

（2）入札書の記載事項が不明瞭で判読できない入札

（3）入札保証金が入札額の100分の5に満たない入札

（4）代理人が委任状を提出しない方の入札

（5）同一入札者の方がなした2以上の入札

（6）同一の入札について2以上の入札の代理人になった方の入札

（7）入札書に入札者の記名押印のない入札

（8）首標金額を訂正した入札

（9）談合その他不正行為により行ったと認められる入札

6 落札者の決定

（1）落札者の決定は、予定価格以上であって最高額の方を落札者とします。

（2）入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約額としますので、入札者の方は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜き金額を入札書に記載してください。

（3）落札となるべき同額の入札をなした方が2人以上ある場合はくじによって決定します。この場合、入札者の方はくじを引くことを辞退することはできません。

（4）落札者の決定は口頭をもって伝達します。

7 物件条件等

契約物件は入札日における状態（装備品等）をもって契約するものとし、落札決定後の条件変更要求は認めません。

8 契約及び契約保証金等の納入

（1）契約締結は落札決定の日から5日以内とします。落札者の方が期限内に契約を締結しない場合は、その落札の効力を失います。

（2）契約保証金は契約金額の100分の10以上とし、契約締結と同時に現金または銀行が支払保証をした持参人払小切手をもって納入していただきます。

（3）売買代金は、契約締結の日から20日以内に納入していただきます。

9 物件の引渡し

物件の引渡しは代金の納付をもって行うものとし、引渡しを受けた落札者の方には売買物件の受領書を提出していただきます。引渡しは現地立会のうえ、引渡し時の現状で行います。なお、船舶の所有権の移転登記を行う際は、船舶名称を変更するものとします。

10 入札条件

（1）落札者の方は、売買契約締結の日から5年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業の用に供することができません。

（2）落札者の方は、売買物件について集团的または常習的に暴力行為の行う恐れがある組織の関係者に所有権を移転し、または権利の設定をすることができません。

（3）落札者の方は、上記（1）～（2）の条件に違反したときは、売買代金の3割に相当する金額を違約金として支払わなければならない、また、県は売買契約を解除することができます。